

## 熊本県土木部等所管検査規程取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県工事検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第20号。以下「規程」という。）に基づき、土木部、広域本部土木部及び地域振興局土木部が所管する工事の検査に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (通則)

第2条 検査員は、規程に定めがあるもののほか、この要領により厳正的確な検査を行わなければならない。

2 検査員は、設計図書によるもののほか検査に関する諸通達（工事検査基準等）に基づき出来形、品質及び機能を確認しなければならない。

3 検査員は、検査の結果、出来形不足、施工不良等又は設計図書に適合しないものがあるときは、直ちに是正するよう指摘し、その内容を十分立会人に説明するとともに、必要に応じ、図面、写真、試験結果等の資料を添えて復命しなければならない。

4 検査員は、検査の結果について立会人と意見が異なるとき、又はこの要領に定めのない事項で判定が困難なときは、その旨を任命権者に報告し、その指示を受けなければならない。

### (しゅん工検査等)

第3条 検査員は、規程第3条又は同第4条により当該工事の出来形、品質等についてしゅん工検査又は一部しゅん工検査（以下「しゅん工検査等」という。）を行うものとする。

2 検査員は、しゅん工検査等を行う以前において是正工事が行われていたときは、監督員の整えた当該工事の資料、写真及び現地等により、その部分の是正完了を確認しなければならない。

3 検査員は、検査の際、仮設工事の撤去又は跡片付（現場の状況からやむを得ないと認められる場合を除く）が未済のときは、これを手直しとして扱う。

### (中間検査)

第4条 検査員は、規程第5条により当該工事の使用材料、施工方法の適否、現場管理、工事の進捗状況等について中間検査を行うものとする。

### (出来形部分検査)

第5条 検査員は、規程第6条により行う出来形部分検査において、出来形部分の判定を次の各号により行うものとする。

#### (1) 出来形部分と認める部分

ア 熊本県公共工事請負契約約款（平成8年7月1日熊本県告示第465号。以下「約款」という。）第37条第1項に示された部分

イ 該当する出来形に応じ適正に算出した共通仮設費、現場管理費、一般管理費等

ウ 平成9年1月17日付け土木部長通知「工事の変更指示について」により承認を受け設計変更をまたずに工事の一部を変更施工した場合において、設計図書と対比し出来形が異なるときは、設計図書に記載された数量の範囲内の部分。

(2) 出来形部分として認めない部分

ア 出来形不足又は施工不良の部分

イ 施工の成果を確認することができない部分（打設されたままで、強度が確認できないコンクリート等）

(破壊検査)

第6条 検査員は、規定第9条第3項により出来形の一部を取り壊して検査を行ったときは、その写真を復命書に添付しなければならない。

2 検査員は、前項により取り壊して検査をしたときは、請負者から復築の完了が確認できる写真を添えた破壊検査箇所復築完了届を提出させなければならない。

(検査要請)

第7条 地域振興局及び所属出先機関の長（以下「局長等」という。）が規程第11条により検査要請書（広域本部長又は広域本部土木部長の専決に係る検査を除く。）を知事に提出する場合は、土木部の主管課を経由するものとする。なお、広域本部の経由は要しないものとする。

2 局長等が規程第11条により知事に提出する検査要請書（広域本部長又は広域本部土木部長の専決に係る検査に限る。）については、広域本部土木部に送付するものとする。

(検査の延期又は中止)

第8条 検査員は、規程第12条によるほか、設計図書と対比し、出来形が著しく異なる場合には、検査を延期又は中止し、その旨を復命しなければならない。

(工事手直し命令等)

第9条 検査員は、検査の結果、手直しが必要と認めた場合は、別表1により処理しなければならない。

2 約款第41条及び第54条による契約不適合責任期間内における修補の請求を行った場合は、別表2により処理しなければならない。

3 検査員は、前項により処理することが不相当と認められる場合は、任命権者の指示によるものとする。

(様式)

第10条 この要領の施行に関し、必要な書類の様式は次の各号のとおりとする。

(1) 第3条及び第7条関係

ア 工事（一部）しゅん工検査任命伺、同復命書

	(土木部各課長専決の場合)	別記第1-1号様式
イ	工事(一部)しゅん工検査任命伺、同復命書 (局長等専決の場合)	別記第1-2号様式
ウ	工事(一部)しゅん工検査要請書、同復命書 (土木部各課長要請の場合)	別記第1-3号様式
エ	工事(一部)しゅん工検査要請書、同復命書 (局長等要請の場合)	別記第1-4号様式
オ	工事(一部)しゅん工検査要請伺、同報告書 (広域本部要請の場合)	別記第1-5号様式
カ	工事(一部)しゅん工検査要請書 (広域本部要請の場合)	別記第1-6号様式
キ	工事(一部)しゅん工検査任命伺、同復命書 (広域本部検査の場合)	別記第1-7号様式

(2) 第4条及び第7条関係

ア	工事中間検査願	別記第2-1号様式
イ	工事中間検査任命伺、同復命書 (土木部各課長専決の場合)	別記第2-2号様式
ウ	工事中間検査任命伺、同復命書 (局長等専決の場合)	別記第2-3号様式
エ	工事中間検査要請書、同復命書 (土木部各課長要請の場合)	別記第2-4号様式
オ	工事中間検査要請書、同復命書 (局長等要請の場合)	別記第2-5号様式
カ	工事中間検査要請伺、同報告書 (広域本部要請の場合)	別記第2-6号様式
キ	工事中間検査要請書 (広域本部要請の場合)	別記第2-7号様式
ク	工事中間検査任命伺、同復命書 (広域本部検査の場合)	別記第2-8号様式
ケ	工事中間検査確認結果通知書	別記第2-9号様式

(3) 第5条及び第7条関係

ア	工事出来形部分検査任命伺、同復命書 (土木部各課長専決の場合)	別記第3-1号様式
イ	工事出来形部分検査任命伺、同復命書 (局長等専決の場合)	別記第3-2号様式
ウ	工事出来形部分検査要請書、同復命書	



(6) 第9条第2項関係

ア 修補請求通知書	別記第6-1号様式
イ 監督員(変更)通知書	別記第6-2号様式
ウ 修補完了届	別記第6-3号様式
エ 修補完了検査任命伺、同復命書 (土木部各課長専決の場合)	別記第6-4号様式
オ 修補完了検査任命伺、同復命書 (局長等専決の場合)	別記第6-5号様式
カ 修補完了検査要請書、同復命書 (土木部各課長要請の場合)	別記第6-6号様式
キ 修補完了検査要請書、同復命書 (局長等要請の場合)	別記第6-7号様式
ク 修補完了検査要請伺、同報告書 (広域本部要請の場合)	別記第6-8号様式
ケ 修補完了検査要請書 (広域本部要請の場合)	別記第6-9号様式
コ 修補完了検査任命伺、同復命書 (広域本部検査の場合)	別記第6-10号様式
サ 修補完了確認結果通知書	別記第6-11号様式

附 則

この要領は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。